

2月

KOHO OWANI

平成24年 第601号

おおわに 広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



クリスマスお楽しみ会(12月4日・町総合福祉センター)

『プレゼント』

クリスマスといえば
ケーキに
おもちゃのプレゼント
あれも欲しいが
これも欲しい
サンタさんは
なぜか
僕達のほしいものを
知っている



クリスマスお楽しみ会(12月4日・町総合福祉センター)

Topics
話題

被災地でりんごを贈り支援

大鰐地区りんご支会連絡協議会(会長藤田康美)が11月28日、東日本大震災の被災地、福島県南相馬市の仮設住宅に入居する2千戸に、りんご(ふじと王林の5個入り袋)を贈りました。



3月の震災直後、会員の自分達に何かできることはないかとの声を受けて総会に提案したところ、秋の収穫に合わせて会員が10キロ箱1箱ずつを提供することとなりました。藤田会長は、28日の早朝、会員ら14人がトラックなどに運搬機材も積み込んで現地向かった。今年はいんごの収穫

が少なかつたにも拘わらず、ご協力頂いた会員の方々に感謝します。被災地を元気づけられて本当に良かったです」と語っていました。

クリスマスお楽しみ会開催

大鰐町中央児童館主催による、クリスマスお楽しみ会が12月4日、町総合福祉センターで開催され、館内は100人程の親子連れで賑わいました。オープニングのステージではサクセス演奏のミニコンサート(弘前大学サークル)、大鰐保育園園児による和太鼓が繰り広げられました。また、館内には、遊ぶ、作る、



食べる、買う」のテーマごとのお楽しみコーナーが用意され、参加者は射的、スマートボール、巨大迷路、金魚つり、プラバン工作、スポーツチャンバラなど多彩な催しを楽しんでいました。



日本PTA全国協議会表彰

長峰小学校父母と教師の会(会長原子和人)が日本PTA全国協議会から団体表彰を受け、また、大鰐中学校PTA会長の福士秀彦氏が個人表彰を受けました。

11月28日、町役場町長室を訪れて山田町長に喜びを報告。原子会長は、先輩達が頑張ってきたことが実って嬉しい、福士会長は、私個人というよりも、先輩達のやってきたことが評価されたものと感謝したい」と、語っていました。

山田町長は、学校とのかけ橋として子ども達の成長にご尽力いただき感謝致します。更なる今後の活動をお願いします」と、語っていました。



T o w n 町の

大鰐温泉スキー場の国際エリア開業

大鰐温泉スキー場の国際エリアが12月23日に開業となり、雨池スキーコミュニティセンターにはオープンを待ちわびたボーダーやスキーヤーが詰め掛けていました。
来場者には先着100様にキャンディーがプレゼントされ、ゲレンデ内のラビットコースではパトロール隊、スキー学校のスタッフなどによる「たいまつ滑走」が行なわれ、今シ



ズンのオープンを祝った。
山田町長は「近年にない良いコンディションで営業を開始することができた。シーズン中は事故無く、安心して楽しめるように営業に努めたい。昨年並みの来場者を期待したい」と、語っていました。

国道の除雪ボランティア

国土交通省青森河川国道事務所弘前国道維持出張所では、国道7号線の冬期歩道除雪ボランティアを行なっている唐



牛地区、九十九森地区の方々に除雪機の引渡しを12月11日、大鰐除雪ステーションで行ないました。

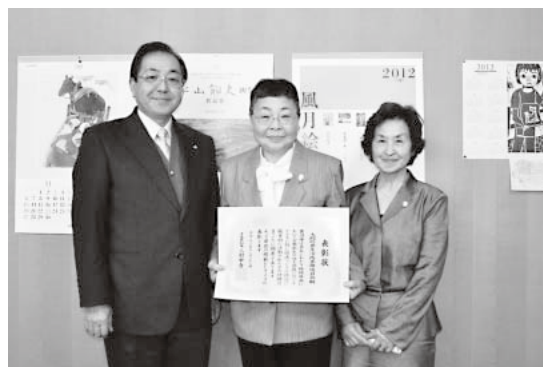
この事業は、国土交通省のボランティア・サポート・プログラムへ地域住民などと、ボランティアによる道路清掃や除雪の協定を結び、国が用具等を貸与の一環として、唐牛地区は平成21年度、九十九森地区では平成22年度から行なっているものです。

同所の嶋田誠治係長が「3月まで事故の無いよう安全に努め、作業にあたってくださ」と、唐牛地区に3台、九十九森地区に2台の除雪機の引渡しを行ないました。

このあと、除雪機の操作方法、安全や注意事項などについての説明が行なわれ、参加者は、真剣な面持ちで聞き入っていました。

青森県健康づくり事業功労者表彰

平成23年度青森県健康づくり事業功労者等表彰で大鰐町食生活改善推進委員会、会長内海きぬが12月22日、地域住民



に健康づくりの基本である、正しい食習慣が定着するようにとの講習会、離乳食作り、手作りおやつ作り、小学生の朝食作り教室などを開催し、その献身的な活動と功績が認められて青森県知事より表彰されました。

同日、内海会長と二川原節子副会長が町役場町長室を訪れて、山田町長に表彰を報告。

内海会長は「前会長並びに会員の皆さんの今日までの努力の結果によるものと思っています。これを励みとして、会員一同更なる活動に努めたい」と、喜びを語っていました。

山田町長は「長年にわたる皆さんの活動が評価され、嬉しい限りです」と、語っていました。

平成23年度全国統一防火標語

消したはず 決めつけしないで もう一度



平成23年大鰐町の火災と救急概要

火災

平成23年における大鰐町の出火件数は4件で昨年に比べ1件減少しています。

火災種別ごとでは建物火災3件(前年1件)、となっており(前年3件)、林野火災1件(前年1件)となっており。また、焼死者は5年連続で発生しておりません。尊い生命と貴重な財産が失われる火災をなくすため、平成24年も、「火の用心」を合言葉に地域一丸となって、火災予防に努めてまいりましょう。

救急

平成23年中の大鰐町への救急出動は即報値で312件、医療機関への搬送人員は290人で、前年に比べ出動件数では15件、搬送人員でも24人とそれぞれ増加しました。

一日あたりの出動件数は約1件で、町内の約40人に1人が救急隊によって医療機関へ搬送されたこととなります。

また、救急出動件数及び搬送人員を事故種別ごとにみると、出動件数では第1位が急病によるもので204件、第

2位が一般負傷54件、第3位が転院搬送27件となっており、また、搬送人員では第1位が急病人185人、第2位が一般負傷54人、第3位が転院搬送27人となっています。

南分署の救急出動は出勤から帰署に要する時間が最低でも一時間を要します。その間命にかかわる傷病者が発生しても、他の消防署から救急車が出勤することになり、大変時間がかかることとなります。救急車で病院に行かなくても、自家用車等で病院へ行くことのできる方には、消防署で病院を紹介しておりますので、ぜひご利用して下さい。

「ガス器具を正しく使用しましょう。」

年始早々厳しい冬は、ご家庭で、ガスを使用するの温かいお食事や鍋物で食卓を囲むことがとても多くなる季節です。

ガスは使用方法を間違えると火災につながります。次の使用方法を守って、ガスを正しく安全に使用しましょう。

1、着火・消火は必ず目で確かめる。

2、青い炎で使用する。(赤い炎は不完全燃焼が考えられます。)

3、使用中は器具からはなれない。(目をはなしたときに風や煮こぼれで火が消えたり、天ぷら鍋の油に火がつくことがあります。)

4、室内でガスを使用するときには換気扇を回し、時々窓をあけて十分換気をする。(換気が十分に行われていないと、酸素が不足し排気ガスが充満して不完全燃焼を起こすおそれがあります。)

5、使用後はガスの元栓を閉める。(お休み前やお出かけ前にはガス栓が閉まっていることを確認してください。また、ゴム管がしっかりとまわっているか、ゴム管に損傷がないか注意しましょう。)

「ガス臭いと感じたら!」
火気は絶対使用しない。(換気扇、電気のスイッチには手を触れないでください。)
窓を静かに開けて換気をする。

・手元のガス栓やメーターガス栓を閉め、取扱店又は販売店に連絡する。

お問い合わせは
消防本部 予防課 ☎32 51

雪片付けや雪下ろしに気をつけて!

二十四節気で2月4日は立春、2月18日は雨水と春に近づいてはいますが、雪の晴れ間に雪片付けや雪下ろしにと精を出しているのではないのでしょうか。

しかし、この雪片付けや雪下ろしによる事故が後を絶ちません。次のことに十分注意しましょう。

屋根雪を下す時は身体に口を結び、もう片方の口を雪止め等に結び、落ちないようにする。

「はし」が動かないようしっかりと押さえてもらってから「はし」に上る。

雪が積もった屋根の下で子供を遊ばせない。

除雪機に雪が詰まった時は必ずエンジンを止めてから詰まった雪を取り除く。

火事を消す時に使う防火水槽や消火栓の周りに雪を捨てないで下さい。

雪の事故に気をつけて!





「命綱を付ける」「滑り止めの付いた靴を履く」など、転落防止に十分注意しましょう。

ハシゴの上り下りの際は、ハシゴを支えてもらうなど転落事故防止に十分注意しましょう。

除雪作業はできるだけ複数で行ない、周囲に注意を払いましょう。

軒下から屋根の雪を落とすときは、雪の下敷きになる危険がありますので、十分注意しましょう。特に、暖気の際は、屋根雪の落下に注意しましょう。

除雪機の点検は、必ずエンジンを停止してから行ないましょう。

違法駐車はやめよう

『違法駐車は迷惑駐車』

これまでの県内における違法駐車を見ると、

雪のために道路が狭くなっているにもかかわらず、道路に駐車をしている。

交差点内や横断歩道付近でも、平気で駐車している。

歩道を駐車場替わりにしている。

など、他人に迷惑をかけている例がみられます。

県内では、これからも積雪が続き、道路幅はこれまで以上に狭くなるため、このような違法駐車に

「快適な交通環境を確保するため、みなさんのご協力をお願いします」



よって交通渋滞がさらにひどくなることが予想されます。

また違法駐車は、救急車、消防車などの緊急車両の通行を妨げ、ゴミ収集作業、除排雪作業の妨害となるなど、市民生活に大変な迷惑をかけることとなります。

このようなことから、警察では、1月から3月までの3ヶ月間を「違法駐車取締り強化期間」に設定して、違法駐車交通指導取締りを強化することにしています。

違法駐車は、ドライバーのみなさんはもちろん、ドライバーとなる社員を送り出す使用者の方が、得意先に駐車場を確保するなど、一人ひとりが工夫することで、なくすことができます。また、会社の方にも、営業車が違法な駐車をしないよう、運転者の方々に指導して下さるようお願いいたします。

「110番の日」の展示を行いました

黒石警察署大鰐分庁舎では、「110番の日」に合わせて1月7日から20日まで、分庁舎内のロビーに分庁舎管内の幼稚園、保育園園児の「塗り絵コンクール」作品160点や、「110番の仕組み・正しい利用方法」などが分かるようにと、職員手づくりによる模型を使っての展示などを行いました。

展示に先立って、蔵館保育園園児が1月6日に見学に訪れ、自分やともだちの作品を見つけては歓声を上げていました。

また、玄関ホールには写真撮影用にと、パトカー(ダンボール製作品)も設置され、園児達は大喜びで乗り込んで記念写真に納まっていました。



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

除排雪中の事故を防止しよう

昨年12月からの除排雪に伴う人的事故(平成24年1月5日現在)

発生件数・・・57件(前年比+51件)

事故者数・・・57人(前年比+51人)

内死者数・・・3人(前年比+3人)

県内では除排雪に伴い、屋根からの転落事故・・・30人(内死者3人)

屋根雪の落下による事故・・・9人

除排雪中に川等に転落した事故・・・2人

除雪機に巻き込まれた事故・・・2人

除雪中の転倒による事故・・・10人

排雪口の蓋に挟まれる事故・・・2人

その他・・・13人等の事故が発生しています。

また、事故に遭った57人中、60歳以上の方は44人で、約77%を占めます。高齢者の一人での屋根の雪下ろしは非常に危険です。

除排雪中の事故を防止するため、次のことに気をつけましょう。

屋根の雪下ろしをするときは、

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成23年12月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		23年	前年比	23年	前年比
人身事故	発生件数	35	- 4	25	- 5
	死者	1	0	0	0
	傷者	39	- 9	28	- 7
物件事故		162	- 1	118	- 7

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯内で国保・介護保険の両制度から給付を受けることにより、自己負担額が高額になったときは、申請をすると毎年(8月～翌年7月まで)の国保・介護を通じた基準額(自己負担額限度額)を超えた額が払い戻されます。

高額医療費の申請に必要なもの

被保険者証(保険証) 印鑑(認印可) 世帯主または振込を希望する方の通帳(ゆうちょ銀行の一部の通帳は取扱いができないものがありますのでご了承ください。)

	国保 + 介護保険 (世帯内の 70歳～74歳)	国保 + 介護保険 (70歳未満を含む 世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得	31万円	34万円
低所得	19万円	

自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

《高額な外来診療を受ける皆さまへ》

平成24年4月1日から
「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが
一定の金額にとどめられます



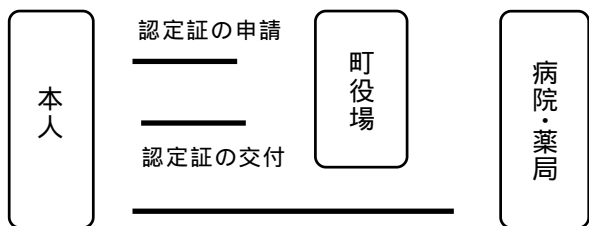
これまで、高額療養費制度の仕組みでは高額な外来診療を受けた場合、ひと月の窓口負担分が自己負担限度額以上になった場合でも、一度その額をお支払いいただいていたが、平成24年4月1日からは「認定証」を提示すれば、一つの医療機関での限度額を超えた分の窓口負担の支払いが不要になります。

また、「認定証」を提示しない場合でも従来どおり高額療養費の支給申請すれば、医療機関に一度支払った窓口負担分と限度額の差額分が支給さ

れます。

認定の申請等の詳細について、大鰐町国民健康保険に加入の方は町役場保健福祉課までお問い合わせください。大鰐町国民健康保険以外の方(サラリーマンの方やその扶養者等)は、現在ご加入の全国健康保険協会、健康保険組合にお問い合わせください。

高額な外来診療を受けることになった時



認定証を提示【支払いの上限額は、所得に応じて異なります。】

高額な外来診療を受診する方	事前の手続き	病院・薬局にて
・70歳未満の方 ・70歳～74歳で非課税世帯等の方	町役場保健福祉課にて「認定証」(限度額適用認定証)の交付申請が必要です。	支払いの際に「認定証」を必ず窓口へ提示してください。
70歳～74歳で課税世帯の方	手続きは不要です。	支払いの際にお持ちの「高齢受給者証」を窓口へ提示してください。

詳しくは 高額医療、特定健康診査、その他国民健康保険に関することについての問い合わせは、町役場保健福祉課国保係まで ☎48-2111内線312・316・317

国民健康保険をご利用の皆様へ

医療費が高額になったときは、「高額療養費」制度があります。

医療機関に支払った1ヶ月間の一部負担金が一定額(自己負担限度額)を超えた場合、国保の担当窓口(町役場 番窓口)に申請してください。自己負担限度額の超過分が払い戻されます。

国民健康保険では年齢や所得状況に応じて自己負担限度額の計算方法が異なりますので、「高額療養費の計算上の注意」及び下表を参考にしてください。

『高額療養費の計算上の注意』

暦月ごとの計算(月1日～末日まで)となります。

同じ医療機関ごとの計算となります。

同じ医療機関でも入院と外来は別計算となります。

複数の医療機関を受診した際、一つの医療機関で医療費が21,000円以上の領収書が必要です。

入院時の食事代や差額ベット代等医療費以外のは対象外となります。



70歳未満の人の場合… 一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超過分が高額療養費として払い戻されます。

入院の場合は、「限度額適用認定証(「上位所得者」及び「一般」の方)」「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税の方)」を提示することで、医療機関への医療費の支払額が自己負担限度額までとなります。国保の担当窓口(役場 番窓口)で認定証の申請をしてください。

70歳から74歳の人… 外来の場合は、一部負担金が外来の限度額を超えた分も一度支払いしたのち、超過分が高額療養費として払い戻されます。入院の場合は、入院の限度額までの支払いとなります。また、すべての外来・入院の一部負担金は世帯合算の対象となります。

		自己負担限度額(月額)
住民税課税世帯	上位所得者 (基礎控除後の総所得額670万円を超える世帯員です。)	150,000円+(実際にかかった医療費-500,000円)×1% (年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額は83,400円)
	一般	80,100円+(実際にかかった医療費-267,000円)×1% (年4回以上44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (年4回以上24,600円)

		自己負担限度額(月額) 【 】内は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額	
		外来 (個人ごと)	入院及び世帯ごと
現役並み 所得者	1	44,400円	80,100円+(実際にかかった医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
	一般	12,000円	44,400円
低所得	2	8,000円	24,600円
	3		15,000円

1…現役並み所得者:課税所得が145万円以上の人。ただし、同一世帯の被保険者の収入合計額が520万円未満(被保険者が1人の世帯では収入が383万円未満)の場合は、国保の担当窓口への申請により、自己負担割合が1割となります。また、被保険者本人の収入額が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者(特定同一世帯所属者)との収入合計額が520万円未満のとき、申請により自己負担割合が1割となります。

2…低所得 :世帯全員が住民税非課税の人。

3…低所得 :世帯全員が住民税非課税で、世帯の所得が一定基準以下の人。

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費支給申請(平成22年度分)のお知らせ

支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

対象期間

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間です。

支給額

所得区分に応じて自己負担限度額(表1)があり、支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

(表1) 自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得	31万円
低所得	19万円

低所得 : 世帯員全員が住民税非課税の場合

低所得 : 世帯全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が0円である場合



支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は町役場保健福祉課の担当窓口申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯、7月31日時点で後期高齢者医療被保険者の資格を死亡・生保加入により喪失している方がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になるとと思われる方は町役場保健福祉課の担当係までお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・支給申請書
(支給対象となる方へ2月下旬に送付されます)
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑(認印)
- ・通帳(または通帳のコピー)等
口座情報のわかるもの



被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です。

被保険者以外の方が申請又は受領する場合は、委任状が必要です。

重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

農地制度についてのお知らせ

平成21年に「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。

新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正ポイント

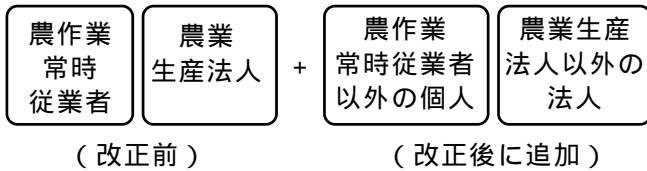
農地を貸したいんだけど・・・

農地の貸借規制が緩和！

農地を利用できる者の範囲が拡大(一定の要件を満たす必要があります)。

市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行なう事業が新設。

農地の借り受け者の範囲



耕作しないでいると・・・

遊休農地に対する指導が強化！

すべての遊休農地が指導の対象となります。農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行ないます。



許可なく転用してしまうと・・・

違反転用に対する罰則が強化！

違反転用等に対する処分・罰則が強化。都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

農地等を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が必要！

相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。

事項	(改正前)	改正後
違反転用	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役 または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



詳しくは 町農業委員会 ☎48 - 2111内線422・421(福士・須藤)

津軽地域消防広域化推進協議会だより

「津軽地域広域消防運営計画」のお知らせ

計画の中の主な項目

組織と本部の体制について

新しい消防組織の名称は、「弘前地区消防事務組合」になります。

本部は、弘前市大字本町2番地1（現在の弘前地区消防事務組合消防本部に置き、4つの課制総務、警防、予防、通信）とします。

消防署・分署について

消防署・分署の位置や管轄区域は、これまでどおりです。署・分署の各部隊を効率よく運用することで初動体制を強化して、応援体制の補充も可能となります。

また、はしご車などの特殊な車両も出動区域を拡大し、8市町村の全域をカバーします。

統合後は、市町村の区域を越えて出動が可能となるので、災害現場までの到着時間が短縮されます。

通信指令業務について

4消防本部の119番を受信する業務は、しばらくの間はそれぞれで行います。その後、本部で一元化し、平成26年度に整備、27年度から運用します。

新しい指令装置には、より早く現場に到着できるように発信地表示（電話の発信場所を表示する）を含む高機能なシステムを導入します。

経費の負担について

各市町村の負担金により組合を運営します。負担方法などの細かい点はこれから協議になりますが、厳しい財政状況にあることから、できるだけ経費を削減して、効率的な運営に努めます。

消防団等との連携について

各市町村の消防団や防災組織との連携をこれからも維持します。各種訓練等をはじめ、災害発生時の対応など、安全・安心な生活の確保に努めます。

問い合わせは 津軽地域消防広域化推進協議会事務局 弘前市本町2-1

☎ 5101

津軽地域広域消防運営計画は、市町村及び消防本部のインターネットホームページでも閲覧することができます。

広域消防運営計画

このたび、津軽地域広域消防運営計画がまとまりましたので、その概要をお知らせします。



この計画は、青森県消防広域化推進計画により津軽地域の8市町村が、消防行政を共同で処理しようとして、4消防本部の統合に向けて必要な基本的な方向性を定めたものです。

今後、細かい課題等を調整しながら、平成25年1月の統合を目指します。



住民生活課だより

ご存知ですか 公的年金制度

免除された保険料を追納すると、満額の年金額に近づけることができます

国民年金の保険料免除期間には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

免除されると年金額は減額
しかし、保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえで、免除の種類に応じて減額されず。保険料を全額納めたときを1とする、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されま

す。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付の全額が猶予された期間は、資格期間には反映されても、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

10年以内に追納を
そこで、これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます。学生納付特例期間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。

追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。ただし、平成21年度および平成22年度中の免除期間については、この加算はありません。

なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金等の受給資格期間や年金額の計算においては、保険料納付済期間として取り扱われることとなります。

保険料を追納するための納付書の発行には申込みが必要ですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっております。保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については、年金事務所へお問い合わせください。

追納の申込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりません。誤って新しい月の分を納めた場合には、保険料が還付されます。

また、納付書に記載されている期限までに追納をしないと、納めた保険料は還付されることとなります。

詳しくは 町役場住民生活課
国民年金係 ☎48-2111 内線327(成田)

河川国道事務所だより

油流出事故防止について

家庭や事業所から油や薬品などが流れ出る水質事故が多発しています。水質事故が発生しますと、側溝や水路を通じ河川に流れ出ることもあります。河川は、水道用水、かんがい用水などとして利用されていますので、水質事故は地域全体に影響を及ぼし、動植物にも悪影響を与えます。水質事故の処理にかかった費用は、原因者の方に負担していただく場合があります。厳冬期を迎え、灯油を扱う機会が多くなっています。ご家庭や事業所で、タンクの状況の再確認、除雪作業時の破損事故に注意しましょう。

安全で安心な生活のためにご協力をよろしく申し上げます。事故を起こした場合、また発見した場合は、市町村役場、消防署、警察署等へご連絡ください。

詳しくは 岩木川・馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会
(事務局 ☎017-734-4590)

建設課だより

雪置き場のお知らせ

【場所をお間違えないように!!】

雪置き場の場所が、「スキー場高原エリアのスキーセンタープラザ駐車場」となっていますので、お間違えないようご利用ください。

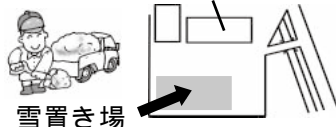
利用期間

3月中旬まで(予定)

利用時間

8時~17時

高原エリア
スキーセンタープラザ



雪置き場

詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111
内線442・443・444(山中・田中・三浦)

家屋を取り壊したら町役場税務課への届出を忘れずに

税務課だより

町・県民税の申告日程 忘れずに申告しましょう

受付は午前9時から午後3時までです。 昼は40分間休憩します。

月/日(曜日)	地区名	会場名
2月6日(月)	大鰐町の全地区(給与・年金のみの方)	町役場第1会議室
7日(火)	島田	島田森林浴交流センター
8日(水)	早瀬野	早瀬野多目的集会センター
9日(木)	虹貝	虹貝コミュニティセンター
10日(金)	虹貝新田	虹貝新田保健福祉館
	折紙	折紙多目的集会センター
13日(月)	高野新田	高野新田多目的集会センター
14日(火)	居士	居士多目的集会センター
15日(水)	三ツ目内	三ツ目内生活改善センター
16日(木)	八幡館・鯖石	八幡館社会福祉館
17日(金)	森山	森山多目的研修センター
20日(月)	宿川原	宿川原生活改善センター
21日(火)	元長峰	元長峰多目的集会センター
22日(水)	苦木	苦木多目的集会センター
23日(木)	長峰	長峰多目的研修センター
24日(金)	九十九森	九十九森公民館
27日(月)	唐牛1～唐牛5	唐牛構造改善センター
28日(火)	唐牛6～唐牛10	
29日(水)	駒木	駒木高齢者創作館
	駒ノ台地区	駒ノ台保健福祉館
3月1日(木)	蔵1～蔵4	大鰐町総合福祉センター
2日(金)	蔵5A～蔵5B	
5日(月)	蔵6～蔵8	
6日(火)	大1～大5B	大鰐町中央公民館
7日(水)	大6A～大7C	
8日(木)	大8～大10	
9日(金)	地区指定(注:)	
12日(月)	地区指定(注:)	
13日(火)	大鰐・蔵館町内	
14日(水)	大鰐町の全地区	
15日(木)		

注: 宿川原・三ツ目内・居士・高野新田・折紙・虹貝・虹貝新田・早瀬野・島田地区の方を対象とします。
 注: 八幡館・森山・鯖石・元長峰・苦木・長峰・九十九森・唐牛・駒木・駒ノ台地区(日の出・前田ノ沢地区も含む)の方を対象とします。
 駒ノ台地区には日の出、前田ノ沢地区も含まれます。 詳しくは 町役場税務課 ☎48 - 2111内線413・414

税務課だより

軽自動車等の廃車手続きについて

廃棄処分や所有者が変わったにもかかわらず、自動車検査証(以下「車検証」といいます。)の返納・変更手続きをしていない軽自動車等はありませんか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在の車検証に記載されている内容に基づいて課税しています。車検証の変更手続きが行なわれていない場合は、軽自動車等を所有していなくても軽自動車税が課税されることとなり、4月2日以降に手続きが行なわれても課税の取消しはいたしません。

このような軽自動車等がありましたら、3月中に廃車・変更の手続きをしてください。

【手続き先】

「青森50」「青森40」「1青森」「青森」等のナンバーの場合・・・軽自動車検査協会 青森事務所 青森市大字浜田字豊田129-2 ☎017-739-6568

「大鰐町き〇〇〇」等のナンバーの場合・・・車検証はありませんので、直接大鰐町役場税務課で手続きをしてください。その際に持ってくるものはナンバーと所有者の印鑑。ナンバーを紛失した場合や代理人でも手続きできます。所有者を変更する場合は、新・旧所有者の印鑑をお持ちください。また、引き続き同じナンバーを使用する場合は、ナンバーをお持ちいただく必要はありません。

詳しくは 町役場税務課 ☎48 - 2111内線414・413(須藤・成田)



行事予報



2月

天候等による日程の変更にご注意ください。

4日(土)・5日(日)	第47回青森県クラブ対抗スキー大会・第26回マスターズスキー選手権大会(大鰐温泉スキー場)
10日(金)~12日(日)	第34回東北高等学校スキー選手権大会兼2012あじゃらカップスキー大会(大鰐温泉スキー場)
12日(日)	「入学おめでとう会」(町総合福祉センター / 10:00~)
15日(水)	第56回大鰐町小学校スキー大会(大鰐温泉スキー場)
25日(土)・26日(日)	2012あじゃら学童スキー大会(大鰐温泉スキー場)

3月

8日(木)	大鰐中学校卒業式
16日(金)	大鰐小学校卒業式
17日(土)	大鰐第二小・蔵館小・長峰小学校卒業式
25日(日)	大鰐町消防出初式(9:00~ / 駅前通り・大鰐中学校ほか)

大鰐町選挙管理委員会だより

大鰐町農業委員会委員選挙の選挙期日等について

告示日・立候補届出 2月28日(火) 午前8時30分~午後5時 / 議場
 選挙期日(投票日) 3月4日(日) 午前7時~午後8時 / 町内19投票所

詳しくは 大鰐町選挙管理委員会事務局(町役場内) ☎48-2111内線123(原子)

企画観光課だより

経済センサス調査についてのお知らせ

2月1日(水)より、調査員が各事業所・企業を訪問し、調査票の回収にお伺いしていますが、調査票に不備等が無い確認の上、調査員にお渡してください。

なお、特別な事由により調査票の提出が遅れる場合には、その旨担当の調査員にご報告ください。

震災の影響等により業務ご多忙中とは存じますが、調査の趣旨、必要性をご理解いただき、調査にご協力いただきますよう、宜しくお願いいたします。

詳しくは 町役場企画観光課 企画係 ☎48-2111内線234(最上)

温泉熱利用についてのお知らせ

町では、「平成23年度青森県自然にやさしい温泉街創出事業費補助金」を利用して、町中央公民館の駐車場の融雪、並びに玄関ロビー付近の暖房に温泉熱を利用した省エネルギー設備を整備しました。

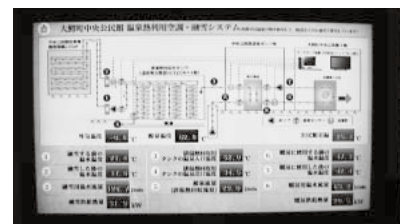
また、玄関口正面には40インチテレビモニターを設置して、設備の温泉熱利用システム等が一目でわかるように展示、紹介しています。

省エネルギー等に関心があり、設備の参考にしたいなど詳しく知りたい方は、下記までご連絡ください。

詳しくは 町役場企画観光課 温泉係 ☎48-2111内線233(木田)



駐車場の雪は、融雪システムによりきれいに融けています



システムを紹介するモニター画面

つがる家畜保健衛生所 ☎0173 - 42 - 2276、町役場農林課 ☎48 - 2111

青森県産業復興相談センターについて

目的 東日本大震災により被害を受け、既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題へ対応するため、被災事業者の再生に向けた支援・相談体制を強化し、被災事業者の実情に応じてきめ細かなサポートを実施するワンストップ窓口として「青森県産業復興相談センター」を設立。

相談受付体制 青森市及び八戸市に相談窓口を設置し、地元金融機関出身の融資業務経験者等が対応するほか、必要に応じて外部専門家(税理士、弁護士等)へ対応を依頼する。また、商工団体等関係機関と連携し、巡回相談や相談会を順次開催する。

相談対象事業者 東日本大震災により被害を受けた事業者(個人事業者や小規模企業者を含む中小企業者をはじめ農林漁業者等の幅広い事業者)を対象とする。

設置場所 青森事務所:青森市新町2-8-16 県火災共済会館4階 ☎017-752-9225 / 八戸事務所:八戸市番町9-5 協栄八戸番町ビル5階 ☎0178-32-7153

設置主体 21あおもり産業総合支援センター(国から受託して運営)

開設日 平成23年12月19日(月)
相談受付時間 9時~17時(土日・祝日を除く)

詳しくは
青森県商工政策課商工金融グループ ☎017-734-9368

平成24年7月1日、改正育児・介護休業法が全面適用

平成21年に改正された育児・介護休業法のうち、常用労働者数100人以下企業に対し適用猶予されていた以下の事項について、平成24年7月1日より全面施行となりますので、就業規則等の規定の整備をお願いいたします。

育児短時間勤務制度 3歳未満の子を養育する労働者のための1日の所定労働時間を原則6時間とする制度

育児のための所定外労働の制限 3歳未満の子を養育する労働者のための所定外労働を免除する制度

介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、その他の世話のために、対象家族1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度

いずれも、制度利用は労働者の申し出によります。

青森労働局では、説明会を開催しますので是非ご参加ください。

【弘前会場】定員132名 / 平成24年3月9日(金) / 午後1時30分~午後4時 / 弘前商工会議所会館2階大ホール / 弘前市上鞆師町18-1 / ☎33-4111

【青森会場】定員180名 / 平成24年3月13日(火) / 午後1時30分~午後4時 / ラ・プラス青い森2階カメラア / 青森市中央1-11-18 / ☎017-734-4371

参加申込み・お問い合わせは青森労働局 ☎017-734-4211、FAX017-777-7696

自動車税・自動車取得税の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学等のために自動車を使用している場合で、障害の程度や自動車の使用状況が一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

詳しくは
中南地域県民局 県税部 納税管理課 ☎32-4341(直通)

軽自動車税減免について

軽自動車税にも自動車税と同様の減免制度がありますが、平成23年度分の減免申請の受け付けは終了しております。

平成24年度の軽自動車税の減免申請につきましては、平成24年5月号の広報大鱈に掲載する予定です。詳しくはそちらをご覧ください。

軽自動車税の減免についての問合せは 町役場税務課 ☎48-2111内線414(須藤)

大鱈温泉スキー場からのお知らせ

大鱈温泉スキー場への電話でのお問い合わせは ☎49-1023(雨池スキーセンター/管理事務所)
ホームページ <http://www.owani-ski.com/>



INFORMATION

おしらせ

1日1円(年間350円)で ご家族の安心を

交通災害共済に家族そろって
加入しましょう!!

共済期間 平成24年4月1日か
ら平成25年3月31日まで

なるべく、団体加入(20名以上)
しましょう。(園児・児童・生徒
は、保育園・学校等との二重加入
に気をつけてください) 個人加
入については、随時、町役場住民
生活課で受付いたします。

団体加入については、各地域の
代表の方が伺います。

申込用紙には黒のボールペ
ンで記入してください。

詳しくは
町役場住民生活課 番窓口 ☎48
- 2111内線322(中島)

特別支援教育支援員を募 集

町教育委員会では、学習障害の
ある児童の学校活動を支援して
くださる方を募集しています。

応募資格

- ・学校教育に関心を持ち、子ども
と一緒に活動できる方
- ・小学校、中学校において学校生
活、学習等の支援経験がある方
- ・小学校または中学校の教員免
許を持っている方

上記いずれかに該当し、原則と
して大鰐町在住の20歳以上60歳

以下の方

勤務期間 4月上旬から翌年3
月下旬まで(年間200日以内)

募集人員 若干名

賃金 1日・・・6,000円

申込 平成24年2月29日(水)ま
でに、町教育委員会学務生涯学
習課へ履歴書(様式任意)を提出
してください。

詳しくは

町教育委員会 学務生涯学習課
(町中央公民館内) ☎48 - 3201(藤
田)

女性司法書士による女性 のための無料法律相談会

秘密厳守ですので、安心して
ご相談ください。

相続・成年後見・借金問題・家
族間の問題等法律の関係するお
悩みを抱えた女性のために、女
性司法書士が無料で相談に応じ
ます。

今まで相談したいと思っても
なかなか機会のなかった皆様、
相談しにくさを感じていらした
皆様、女性ならと思っておられ
る皆様、是非この機会をご利用
下さい。

予約は不要ですので、お気軽
にお越しください。

日時 平成24年3月3日(土)午
前10時から午後4時まで

場所 アピオあおもり 2階研
修室 〒030 - 0822青森市中央3
丁目17 - 1 ☎017 - 732 - 1010

主催 青森県司法書士会

なお、相談は無料ですが具体
的な手続が必要になる場合には、
別途費用がかかりますので相談
員にご確認下さい。また、上記日
時以外でも青森県司法書士会総
合相談センター(☎0120 - 940 -

230)へご連絡いただくと相談
(有料)のご案内やご相談内容に
応じたお近くの司法書士の紹介
を行っております。

詳しくは

青森県司法書士会 ☎017 - 776 -
8398 青森市長島3 - 5 - 16

家畜(鶏含む)飼養者の皆 様へ毎年定期報告が必要 となりました

宮崎県における口蹄疫の発生
状況や高病原性鳥インフルエン
ザの発生状況を踏まえ、家畜伝染
病の発生予防、早期の通報、迅速
な初動等に重点を置いて家畜防
疫体制を強化するため、家畜伝染
病予防法の一部が改正され順次
施行されています。その中で、家
畜(鶏を含む)の飼養者は定期報
告が義務付けられることとなり
ました。家畜の飼養者は忘れず
に報告するようお願いいたします。

【定期報告】

報告対象 ○鶏(青森シャモロッ
ク、比内鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、
声良、金八など含む)、あひる、う
ずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、
だちょうノ〇鳥類以外(牛、水牛、
馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、
鹿)

報告方法 規定の様式「定期報告
書」及び「添付書類(小規模は除
く)」

報告期日 24年以降 鳥類以外
(毎年4月15日)、鳥類(毎年6月
15日)

報告先 西北地域県民局地域農
林水産部つがる家畜保健衛生所
〒038 - 3151 つがる市木造若竹
2の1

詳しくは

西北地域県民局地域農林水産部

1歳の誕生日

【地区・長峰】

山口直人・知永子さんの子

ゆづき しづき
悠月・詩月 ちゃん

(平成23年2月2日生まれ)



はじめまして
ゆづき・しづきです
いつもパワフル全開!!
じいちゃん、ばあちゃんが
大好き

戸籍の窓口

12月受付分



お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

- 外崎 結^{ゆづき} 月女・未希子(大鰐6B)
- 長井 真^{まひろ} 尋(男・良之)蔵館5B
- 下山 心^{こころ} 菜(女・裕樹)折紙
- 外崎 柊^{しゅう} 介(男・奨太)唐牛
- 小笠原 昭 (84歳)三ツ目内
- 原 子 澄 夫(79歳)長峰
- 佐々木 キン(75歳)大鰐1
- 長利 一 光(53歳)三ツ目内
- 三上 義 美(70歳)居士
- 木田 隆 (84歳)蔵館5B
- 石郷 ユキ(94歳)長峰
- 木田 ミエ(80歳)三ツ目内
- 岩 淵 祐子(52歳)蔵館4
- 三浦 聡 (56歳)大鰐7A
- 原 子 ツル(93歳)長峰
- 山下 ちせ(62歳)大鰐8
- 成田 正一(85歳)九十九森
- 對馬 きせ(87歳)大鰐1
- 小坂 妙 (88歳)蔵館5A
- 工藤 勝義(83歳)元長峰
- 渡邊 ミエ(78歳)高野新田
- 原 子 三郎(85歳)九十九森
- 土岐 憲一郎(78歳)八幡館

おくやみもうします
亡くなった(年齢)地区名

暮らしの情報【消費者からの相談事例】

見守り新鮮情報第92号

着物の訪問買取
あとで後悔しても戻ってこない!

「不要な着物を譲ってほしい」と女性から電話があり、少し不安だったが、ちゃんとした人を行かせる」と言うので来てもらった。着物はざっと見ただけで、今度は「貴金属を見せて」と言う。断ったが、見るだけだからとしつこく言うので見せたら、半ば強引に着物5点と貴金属を宝石箱」と6万7千円で買い取られてしまった。キツネにつままれたような気分。後になってとても後悔し、翌朝すぐにやめたいと申し出た

が、既に手元にないと言われた。

(60歳代女性)

ひとこと助言

「不要な着物はないかと電話があり、その後来訪する訪問買取の相談が増加しています。事例のように、始めは着物の買い取りを持ちかけますが、本当の目的は、貴金属ではないかと疑われるケースも目立ちます。

「電話は女性だったので来訪を承諾したが、来たのは男性だった」「部屋の中を勝手に物色された」「断ると手ぶらでは帰れない」と居直られたなど、軽い気持ちで頼んだのに、怖い思いをしたり、強引な勧誘にあたりするケース

消費生活のご相談は

困ったとき、悩んだときは
消費者ホットライン
☎0570 0664 370
にお電話ください。

青森県消費生活センター
☎017 722 3343
弘前相談室
☎0172 36 4500

大鰐町の人口と世帯数

平成23年12月末日現在

人口	11,330人
前月比	(-24)
男	5,232人
女	6,098人
世帯数	4,307世帯
前月比	(-3)